

## 日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて

旭化成企業年金基金

### I. 基本方針

旭化成企業年金基金（以下、「当基金」という）は、「資産保有者としての機関投資家（以下、「アセットオーナー」という）」の立場として「責任ある機関投資家の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」（以下、「コード」という）の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明します。

当基金は、直接に株式等を運用しておらず、運用受託機関に資産運用を委託しているため、これら運用受託機関に対し、サステナビリティを考慮した対話を通じて投資先企業の企業価値向上や持続的な成長を促すことにより、当基金の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。

### II. 諸原則への対応

#### 【原則1】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定します。当基金は、運用受託機関に対してコードの受入れと、同コードの諸原則に則り、投資先企業の企業価値向上や中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。また、当該運用受託機関のスチュワードシップ活動が、当基金の定める原則と整合的であるかをモニタリングします。

#### 【原則2】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反への明確な方針の策定、公表及びその遵守と利益相反防止のためのガバナンス体制の整備を求めます。

#### 【原則3】

機関投資家は、投資先企業の持続的な成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的な成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確かつ継続的に把握することを求めます。

#### 【原則4】

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて投資先企業と認識の共有を図るとともに、サステナビリティに関する取り組みを促すことで問題改善に努めることを求めます。

#### 【原則5】

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表にかかる明確な方針を策定することを求めます。また、当該方針に基づく議決権行使の結果を公表することを求めます。

#### 【原則6】

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、運用受託機関を通じてスチュワードシップ責任を果たす立場にあることから、その取組状況に関する定期的な報告を各運用受託機関に求めます。そしてその結果を少なくとも年一度、最終受益者である当基金の加入者・受給者等に対して報告します。

#### 【原則7】

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業 環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、運用受託機関に対して、スチュワードシップ活動を適切に行うために必要な実力や体制を備えることを求めます。また、当基金はアセットオーナーとして運用受託機関が取り組むスチュワードシップ活動を理解し、評価する実力を備えるよう努めます。

#### 【原則8】

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、機関投資家向けサービス提供者に対して、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するサービスを提供するよう努めることを求めます。